

## 令和6年度 連雀学園三鷹市立南浦小学校 学校いじめ防止基本方針

いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす重大な問題である。いじめの問題の解決にあたっては、未然防止と早期発見、早期対応が重要である。そのためには、学校がいじめ対応の基本方針を教職員で共有し、組織的に対応しなければならない。そこで、本校では、以下の基本方針に基づき、すべての児童が安心して生活できる学級・学年、学校風土を創出する。

### 1 いじめ防止に向けての基本方針

- (1) いじめは、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、学校いじめ対策委員会を核とした組織で対応する。
- (2) 見逃しがちな軽微ないじめも積極的に認知し、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめの定義や基本方針を全教職員で共有する。
- (3) いじめは絶対に許されない行為であることをすべての児童に指導するとともに、いじめに向かわせないために互いに認め合う態度を育むなど未然防止に取り組む。

### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 管理職、教務主任、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）等からなる校内組織「学校いじめ対策委員会」を中心に、いじめの未然防止や早期発見、事案の実効的対処、解消・解決の判断等、いじめ防止に向けて取り組む。また、いじめのケースによっては、外部の関係機関と連携した学校サポートチームを立ち上げるなど、いじめを解決するための包括的な体制を整える。
- (2) いじめを認知した日以降の具体的な対応策及びいじめが解消されるまでの継続した取り組み等、学校いじめ対策委員会が中心となり、速やかに組織的に対応する。いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではない。被害児童と加害児童や、周りの児童全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことができるように、全ての児童が学級・学年の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (3) いじめの疑いがあると思われる案件についても、教員一人で抱え込まず学校が情報収集に努めるなど、学校いじめ対策委員会を核とした学校全体で一丸となって取り組む。
- (4) 「ふれあい月間等いじめ状況調査」等の調査を活用して、いじめ問題に関する情報を校内で共有するとともに、小・中一貫教育・保幼小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行う。
- (5) いじめの早期対応・早期解決にあたっては、校内組織と関係諸機関との迅速な連携を図るために「学校サポートチーム」を活用する。

### 3 未然防止のための取り組みの推進

- (1) 児童が規律ある態度で主体的に参加できるような授業づくりや、「一学級一実践」の取り組み、「学級の時間」等を活用した集団づくりを行うとともに、行事や特別活動を通して集団の一員としての自覚や自信を育み、自己有用感や自己肯定感を高め、互いを認め合える人間関係づくりや学校風土を醸成する。また、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一

貫教育の視点から、9年間を通じた発達段階に応じた取組を推進する。

- (2) 全校集会や学級活動などでいじめの問題について触れ、「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という認識を学校全体で共有する。
- (3) 「いじめ防止年間計画」に基づき、「いじめ防止教育プログラム」等を活用したいじめに関する授業を実施する。
- (4) SC等を招聘した第5学年児童の全員面接を実施するとともに、校内研修会を通して、いじめに対する教員の意識を高める。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じ、「人権教育プログラム」や「東京都道徳教育教材集」の活用、道徳授業地区公開講座の実施など、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) ネットいじめの未然防止のために、ICT(情報)教育カリキュラムを活用して、インターネットやスマートフォン、タブレット端末の使い方など情報モラル教育を推進する。  
○学校公開や保護者会等の機会を活用して、「情報モラル教室」を行うなどICTやSNS利用について啓蒙する。また、児童が主体的に情報と向き合う態度を育成する連雀学園デジタル・シティズンシップ教育を推進する。  
○SNS 東京ルールを受け、児童会・生徒会が主体となって作成した連雀学園 SNS ルールを徹底する。

#### 4 早期発見のための取組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の些細な兆候であっても気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、SNSでも行われたり、遊びやふざけあって行われたりする。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめではないかとの疑いをもって、絶えずアンテナを高く張り、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを認知することができるよう、早期発見に努める。

- (1) 日常的な観察  
休み時間や授業時間等における観察や、教職員と児童の間で日常行われているノート等を活用し、交友関係や悩みなど児童の様子を把握する。
- (2) 教育相談の充実  
ふれあい月間や相談週間を設定したり、児童が相談する相手を選べるようにしたりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努める。また、SCや養護教諭をはじめとした相談窓口について、児童や保護者へ学校便りやホームページ等も活用し周知する。さらに、第5学年の全児童対象とした面接を年度当初に実施する。
- (3) 定期的なアンケートの実施  
年間を通して定期的にいじめに関する調査やチェックリスト、4年生以上の児童を対象にHyper-QUを実施し、いじめはどの子にも起こり得るものとの認識に立ち、的確に情報を把握する。対応の必要なケースについては、事実確認とともにいじめられた側の児童や保護者との連携を十分に図る。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、いじめ問題対策委員会を活用する。
- (4) 教員の指導力の向上  
教職員が軽微ないじめの兆しも発見できるように、教職員は絶えず意識の向上に努める。そのために、校内でいじめに関する研修を実施するとともに、個々の児童への指導の充実を図る。
- (5) 保護者等との連携  
保護者や学童保育所、みなみっ子広場等の地域との連携を図り、情報を共有して、いじめの早期発見に努める。

#### 5 早期対応のための取組みの推進

- (1) 状況をきめ細かく正確に把握し、情報を教員で共有し、見守りや登下校の付き添い等を行い、いじめを確認できた場合には、被害児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。また、スクールカウンセラーや養護教諭が中心となって心のケアを行い、当該児童が落ち着いて教育を受けられる環境を整える。
- (2) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえられるように、日常から指導する。
- (3) いじめをした児童には、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気づかせるようにきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。
- (4) 一人の教職員で抱え込まず、「問題行動等状況記録シート」を活用するとともに、いじめ問題対策委員会で学校組織として速やかに対応する。

## 6 重大事態への対処や教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合は、必要に応じてSCやスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、三鷹警察署などの協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為と認められるときは、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- (3) いじめの要因は様々であることから、状況に応じて総合教育センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所等との情報共有を継続的に行う。また、コミュニティ・スクール委員会やPTA、三鷹市教育委員会の附属機関による調査等も視野に入れながらいじめの解決に向けて取り組む。
- (4) いじめにより児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき調査する。  
また、被害児童に対しては、複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭における緊密な連絡を行い、状況に応じて、保健室登校や別室指導などの措置も講じる。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちにプロバイダー等と連携して削除要請などの措置をとる。児童の生命や身体等に重大な被害が生じる場合には、警察と連携して対応する。

## 7 解消後の対応のための取組みの推進

- (1) いじめの解消は、その原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて複数の教職員による確認と、被害児童と保護者及び加害児童の両者と一定の人間関係をもつ周囲の児童からの聴き取りに基づいて、いじめ問題対策委員会が判断する。
- (2) いじめの問題が解消した後も、複数の教職員でいじめを受けた児童を見守るとともに、当該保護者との面談等をし、いじめが再発しないよう取り組む。
- (3) いじめの問題が発生した集団が、好ましい人間関係を取り戻し、新たな集団活動に取り組めるよう、道徳教育や人権教育の視点に基づく教育活動を充実する。
- (4) いじめの解決は、複数の教職員が一定期間（3か月）以上にわたって解消されたことを客観的な事実に基づき、対策委員会が判断する。

## 8 保護者への連絡と支援・助言

いじめを認知した場合は、速やかに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

いじめる側の児童に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別に働きかける。また、SCやSSWと連携し、継続的

なケアを行い、暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。その経緯については保護者にも適切に状況を伝え、学校が基本方針に基づき繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努める。

自校のいじめの対策方針等について、保護者会や学校だより及びホームページ等を通じて発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

## 9 懲戒権の適切な行使

いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるようにする。

なお、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることを検討する。

## 10 児童による取組みの推進

児童会において、児童が自発的・自主的にいじめや SNS ルールを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを考えていけるよう指導する。

### (1) 代表委員による「いじめゼロ運動」

「いじめゼロ運動」を企画し、人権週間期間または、ふれあい月間中に実施する。(例：あいさつの大切さを伝える運動、全校児童による人権宣言「いじめをなくすためにできること」)

### (2) 「連雀学園 SNS ルール」の活用

小・中一貫の取り組みとして児童会・生徒会により作成された「連雀学園 SNS ルール」を、どのように浸透させていくか各学級や児童会で話し合い、校内掲示や集会等において徹底することで、意識して行動できるようにする。

### (3) 連雀学園デジタル・シチズンシップ教育

デジタル機器やデジタル社会に対する児童の主體的な態度を育成するために、連雀学園での熟議を踏まえて、児童一人ひとりが発達段階に応じたデジタル・シチズンシップ教育の充実を図る。

## 11 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

(1) 年度当初の保護者会およびコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページでも公表する。

(2) 「学校いじめ問題対策委員会」により「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止年間指導計画」に基づいた取組の進捗状況について管理と点検をする。

(3) 学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるように協力する。

(4) 点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」および「いじめ防止年間指導計画」の見直しを行う。

(5) アンケート調査等は 3 年間保管するとともに、義務教育 9 年間を通して、事案が「解決」に至るまで確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取り組みを継続する。

(6) 発達段階や障がい特性に十分に配慮した個別指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導について、中学校へ確実に引き継ぐ。